

民法一部改正法案（婚姻平等法案） 概要

- 現行法において同性婚は認められないと解されていること
- 個人の性的指向・性自認を尊重する必要性

「婚姻の平等」を実現するため、
同性の当事者間による婚姻を法制化

1. 同性婚の法制化

異性又は同性の当事者間で婚姻が成立する旨を明記

2. 特別養子縁組その他の養子縁組に関する規定の整備

同性婚の当事者も特別養子縁組その他の養子縁組ができるよう所要の規定を整備

3. 所要の規定の整理

同性婚を認めることに伴い、文言を性中立的なものに改正

- ・「夫婦」「夫」「妻」→「婚姻の当事者」
- ・「父母」「父」「母」→「親」など

- ▷ 施行日 ……公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日
- ▷ 法制の整備等 ……施行日までにこの法律の施行に必要な法制の整備その他の措置を講ずる。
- ▷ 特例措置 ……施行前に養子縁組をした同性の当事者（施行後に離縁をした場合に限る。）は、民法上の婚姻障害の規定にかかわらず、施行日から2年以内に限り、婚姻をすることができる。
- ▷ 検討 ……政府において、施行後3年を目途に、同性婚の当事者の婚姻中に出生した者の身分の在り方、生殖補助医療の在り方等について検討